# 鳥羽市国民保護計画(素案)に寄せられた市民のご意 見に対する市の考え方

#### 1. 募集期間

平成18年9月1日(金)から9月14日(木)

### 2. 意見募集の結果

電子メールによるご意見 1人

## 3. いただいたご意見と市の考え方

#### ご意見

ハッキリいって、こうした馬鹿げたものに、無駄な時間を費やすことはやめるべきです。 その理由は多々ありますが、何せメールです ので、簡単に記しておきます。(国の馬鹿げ た施策にへつらう(?)より、天災などの対策 に力をおいてください)

### 1 着上陸攻撃

どの国が、どれだけの規模で攻めてこれるというのでしょうか。

上陸して攻めようとするならば、最低でも 1個師団(8千~1万人程度)くらいはいる でしょうが、そのためにはの兵員輸送船、駆逐艦、物資輸送船、場時に、駆逐艦、物資輸送船、場 がよい、相当数の船団を組まなければなり機 をした、上空警備のため、航空機もれば、必要となってきます。航続距離本本近路 は、必要となっているであれば、日本近里とはじめとする各種兵器、弾薬、食料、かば、 をはじめとする各種兵器、でなりません。どこの国が、それだけの艦艇、 りません。どこの国が、それだけの艦艇、 は、でいるのでしょうか。

・航空機による攻撃(一部、上と重複) 現在、各国が保有している航空機のうち、 航続距離の長い爆撃機は、アメリカを除けば、 まずどの国も持っていません。ほとんどの国 が保有しているのは、大した航続距離のない 戦闘機や攻撃戦闘機です。仮に韓国が攻めて

#### 市の考え方

本計画は、市民を戦争に協力させるもの や、巻き込むものではなく、万が一武力攻撃 災害、テロ等が発生した際に、市民の生命、 身体及び財産を保護するために備える計画 です。

また、特定の国を対象としておらず、あく まで第三国としています。

なお、法第5条に定められているように、 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、日本国憲法が保障する国民の自由と 権利は尊重されます。 くるとしても、空中給油機がなければ難しい のが現実です。

### 2 ミサイル攻撃

# ・弾道ミサイル

『極めて短時間で着弾することが予想され…』、それはつまり、北朝鮮を想定してのことでしょうが、どこの国からにしろ、撃ち込まれた場合、まず防御のしようはありません。弾道ミサイルの開発費用、維持費用からの費用対効果?を考えれば、核弾頭で、しかも多弾頭化「8~12発」されていますし、その速度(マッハ7~20)を考えれば、ブースト段階(打ち上げ直後)でない限り、いくらMDで防御といっても、まず不可能です。

それにもかかわらず、被害を局限化するために、屋内への避難や消火活動というのは、 まったくもってナンセンス、意味のないこと です。

#### 巡航ミサイル

巡航ミサイルで敵国を攻撃しようとする場合、ミサイル制御のための技術は非常に高度なものが要求されます。少なくとも、日本の近隣諸国にあって、その技術をもってして製造された巡航ミサイルを保有している国は、まずありません。

#### 3 ダーティボム

・NBC(nuclear・核、biological・生物 chemical・化学)兵器

上でも書いたとおり、核兵器に対しては、 保護もなにもありえません。では、B、Cウェポン(兵器)はどうか、なのですが、まずが基本的に国際条約でその使用が禁止されて従ます。もっともテロや無法国家がそれに従るのでしょうが、実際のとこの計画にあるのでしょうが、実際のとこれであっても、BC兵器は現実に当るに、 表ない兵器と言われています。詳細はさか、要は、その保管、移動の難しさから、 諸刃の剣と言われ、迂闊に扱えない兵器なのです。

あれこれ列挙すればするほど、まったくも

って馬鹿げた『法』であり、自治体として、 真に市民のことを思うのであれば、こんなつ まらぬことに時間を費やすのはやめていただ きたい。

これは保護ではなく、窮地に陥れる悪法以外のなにものでもありません。国民を不安に駆り立て、かつての国民総動員法を生き返らそうとしているとしか思えません。

計画ができ、いざ訓練となったとき、それを拒めば、いつしか『非国民』のレッテルが 張られる、そんな世界がくる気がしてしかた なりません。